

日光杉並木街道保存活用計画に係る文化庁の認定について

令和 2 (2020) 年 5 月 13 日

文化財課

1. 経緯

・平成 31(2019)年 4 月に文化財保護法が一部改正され、個々の文化財の所有者・管理団体等は文化財の保存・活用の考え方や具体的な取り組み内容を定めた「保存活用計画」を作成し、文化庁長官の認定を申請できることとなった。

・県では、令和元(2019)年 8 月に「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保存活用計画」を策定し、認定申請をしていたところ、国文化審議会での答申を経て令和 2(2020)年 4 月 17 日付けで認定となった。

・改正法施行後、全国で 8 件目の認定である。

2. 認定の効果

・現状変更等の申請手続きの弾力化の特例が適用される。

認定前：都度、事前に国等の許可を得る必要がある

認定後：認定保存活用計画に記載の行為は、事後の届出で足りる

3. 計画の概要

(1) 計画の期間・構成

・計画期間は、令和元(2019)年 9 月～令和 16(2034)年 3 月末まで。

・本編(第 1 章～第 10 章)と資料編で構成され、第 1 章では計画策定の沿革・目的、第 4 章では現状と課題についてまとめたほか、第 6 章から第 9 章では保存や活用、整備、運営体制の確立のための施策を記載。

(2) 計画策定の経過

・平成 28(2016)年 9 月に有識者からなる「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」を、また同年 11 月には県や日光市、関係団体等からなる「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定ワーキンググループ」を設置。

・7 回の策定委員会、8 回のワーキンググループでの検討を経て、知事を会長とする令和元(2019)年 8 月の「日光杉並木街道保護対策連絡協議会委員会」で決定された。

(3) 今後の展開

・日光杉並木街道の保存と活用に向け、管理団体である県のみならず、日光市や日光東照宮等の多様な関係機関と連携し、並木杉保護のための樹勢回復事業や保護用地の公有地化、並木道を往時(江戸時代)の見姿に戻し保存と活用の両立を図る街道復元等の具体的な施策(アクションプログラム)を展開し、文化財としての価値を一層高める取組を推進する。